宮川夜話

二

ル 4
1169
2

早稲田大学図書

ヘ 4
1169
2

吉川夜話巻之二目録

山川之部　四十条

中川泉　御幸道　鍛冶辻
下馬橋　西河原　河辺里
御屋敷　大濱神社　二見浦
御姫殿　立石岩　法敎
安養山　義盛田源　江村の古松
蘇武社　伊氣浦　汐合
トコ柑子　奇宮　両機殿
多氣川　横田川　下樋口川

笛川　　奥見平七見玉茶
大淀　　小野淀　　村松岸
離宮　　湯田野　　蚊埜平吉古
有尔平土器　　国東山　　野尾
多氣山所　　澤地　　鶯鳴石
伊勢地形　　鹿幡浦

宮川夜話巻之二

中川原

宮川の東人家列なりて中川原町と云諸国の
東宮人と云ふ道なりて又出迎なりて東西なり
山田市中と郡路十町を隔つれ人家いとか市中
なり引移りて御百年の事なれ武れ東北なる言
白村の枝郷なりしかとなりしかと言白
和石物ふるくて古石なりて此辺言白郷中の
見ふ古なりて野なふ似なる里人云なる多氣国
司神領と記し云ふ故見なる上神壇なりて此川原往

石書く軍勢と又故石なりせと地名あり
今石流瀬と云ふ所ふとい谷川東と川ふ石を即
ち級北川東なりと今の河一場の谷宮川とさ
一二十里余の河流東ふ石自妻形を此河場
北ふ中島ヶ北河一或ハ田尾ヶ北河一と云ふ
まと宇川ふ沿ハ村と出村ふ對て河一場
あて是ハ紀州領の沿是ふて神境の目ハ寄へ
宇川下ふ小俣市の河一場て河ふ砂村の河一
又上条村の河一場といふを
和名抄ふ所条郡宇田とあるハ宇向北河なり

なり又石の細なりといふ伊勢名
所拾遺ふ信濃郡の羽書乃ひ新なる事を記
ちて今考ふるふ石流瀬級北川東の地名昔北
北宮川の方ふ合て若ふ云ふ信ハ村と国宮
ふ沿来ちハ九千年ふ乃へて中川東の南東
所ヶふ面ふ古の形樹と数百年の古ふなる
ふあるハ此川下砂村の河一場と宇向村
ふ出ふ沿易ちて高ふ今の小俣ヶの河一
ハ宇鮎ちて高層ふ年前の東板倉家と出来
此水所甲州ふ入郡へ中川東支配北なれと彼

[illegible]樹六十余本を植ゑ[illegible]伝へ国七八反[illegible]
一丈余[illegible]此所[illegible]東南堤世古原町の裏
[illegible]の池と[illegible]あり彼此五反の池の影[illegible]
[illegible]まで山川町の裏より小倉市[illegible]と[illegible]
[illegible]山川の堤洪水に押流され一時[illegible]
[illegible]の池[illegible][illegible]伝ふ材木[illegible]小
倉[illegible]去[illegible][illegible]不易[illegible]去
[illegible]後世いう所[illegible]浪説[illegible]計
[illegible]

神幸道

上古斎内親王為宮[illegible]御来[illegible]古法ふ
[illegible]毎年五月三日外宮[illegible]川の神幸ふ大物
忌又華[illegible]法を[illegible]例[illegible]十月市日[illegible]市五
日世義[illegible]三宮流の如法[illegible]を[illegible]時の
[illegible]法を[illegible]ハ[illegible]の勅命よ
[illegible]放[illegible]の廣[illegible][illegible]
[illegible]此[illegible]幸路ハ八日市場[illegible]下[illegible]所[illegible]
[illegible]又八日市場[illegible]の家[illegible]
[illegible]八。市場[illegible]下[illegible]建[illegible]
斎[illegible]法幸[illegible]伝伝[illegible]元[illegible]
法次[illegible]別ふ段[illegible]ハ[illegible]市中[illegible]へ[illegible]古

き結而を北へ接する所を境世ふ遠
さんゝ於為除るものなれハ宮川なる内宮
七十丁ゝ間ふ八日市場なる宮後町なる僅ニ町
ふ浪を以て所謂人家の裏のゝふ遠なる侍ふるも
市中別て人家の街場ふ生なる所なるいへ
今此辺の走北を文易なるこのゝ年所を要
一法世なるものなる商宮法再興なるハ遠ふ立退ふ
ゝ詫文ふ去勅ゝ武なる流ふ為主結て四百余年
ふ知ふへゝ姫宮なるハ中なる所なるふ

鏡北辺

鏡のゝ按内北ふ要一応服用水を余鏡人の細
を禁ゝ餘の町ふ家所なる割札を掲ける札ノ辺と
ゝ北は門ふ法中ふ
法ふ程里数ハ宮なるゝ家評なるゝ昔一人家
ゝなるゝ暖ふ辺要なるゝ所なるて若師村松
原傍若師なるゝ年けて今ふ志なるゝ松原傍の年
ハ今侍なるゝ法所僅方ニ四十間を張て若師村
ゝ所ハ所なるゝ
和なる北なるて松ニ
松原傍の法なる傍のまハ
若師ハ一ゝ多なるの若師なる師原なる寛文十年法

[illegible]山君は南北に門を開き西は方へ百
八十間根盤五間馬踏六丈の封疆と墨きて下ふ
境と精へ吉地の境と叢ふ沼あ法世市中を紀
[illegible]ふ頃[illegible]は吉川洪水のとき
山脈と怖ヒ此の北部方を横ひ吉地と以て
[illegible]て[illegible]せ[illegible]ある[illegible]人家を引移その耕
一坪ふ金百足都合[illegible]坪の耕[illegible]下[illegible]
[illegible]方脈[illegible]宇治の二々は[illegible]文[illegible]ふの北か
[illegible]は[illegible]と人家吉地と[illegible]今の[illegible]廃の辺[illegible]風
家格[illegible]が[illegible]ある[illegible]法[illegible]

制禁[illegible]て引移[illegible]の沼法ふ[illegible]
[illegible]の法今の川[illegible]へ引伝て[illegible]と鎖の右鎖の辺
と中鎖[illegible]宇治格の[illegible]下鎖を[illegible]
[illegible]は[illegible]の吉中へ入て[illegible]
今[illegible]つて川[illegible]は鎖の支[illegible]
宇治領の制札は宇治格の西の橋[illegible]
[illegible]は一[illegible]

下馬の橋

下馬所町[illegible]
[illegible]所[illegible]上古[illegible]
[illegible]
[illegible]は[illegible]

此格と山田の格とは一の格と為して忘
れ難き由緒を有し遠くは通じて古語に如何なる格
なりやと問はば外言として内
言の性質を異にするものなれば内言のは論外
言として問進のときは不法を避る為なりき此格元
は下司に屬せしが後頃宮園町に屬して格此
東格村素の家と共に新語の称と云へり古来行
弱にして新語格の称なり　イニシテ新語格式
と宗祖の義自ら異なるは宗祖神道を
以て今の如くまで此格の西野に日本最古の世

古と以上古各為て語伝ふいつまでも此を此
此伊勢紀の宗祖の為に新解く吹流れ彼地
にて格々老母のうく文通する上書に日本最
古の世古母人来て此を深しての怪し
く思へり世古と以て春州山田に深きと
て深く所きしとも
西川恋見森の名称者法名にビヤガタ
ウ文に類して唐新の作の卒新姿流の新もと
にに春山の名りと以つて深きに新解文
通の所伝者にかくまるを神新に格所に活

社類を世古と呼ぶ一説狩場の列車ふ影ふる徒
行ふと云ふやうなれば世古坂と世古大世古
の類ハ如ふ所ふあるなるべし世古ふとふ意
ふ中ふも横町のこと下縄の行ふもあるなり今義俗
世古家の者と解し純一也
各のものハ論なしふるなるべし此車舎と呼ぶハ俗輩の
馬鹿なる一一此輿舎ハ今内宮ふ於て外宮ふ
於へて号ふ宮中の外にて下宮ふ外ひしふなり
ふ号又小田下馬所の称ふ大小二ツ有なるべ
ふ他の人ふて怪しふるふ歳の昔今の

山ふ於ふ称ふハ有ふて仮称の類なるべけれハ
間を隔ふ下宮の称と別ふ称ふ一一元文の比
ふて下馬所称ハ進称といひ而ふて造ふて他
ふ比ふべきハなき及実の称ふふ一一へ

西河原

宮後町ふ日々戸数千ふて十二々の内町称ふて
宮倉山の北ふあふて地名俗ふ田能ふ言
川原或ふ大河原内と称ふ雑宮生
ふ水脈の称ふ引称ふ接内況又林石橋
宮路ふ宮川原神社造ふ世ふ同ふ作読

宮境内に移されて田畑を失ひたる者方一
丈半の石碑を建へ今里人山の神なりと
称して毎年祭礼を為すとかいふ雜宮流の北裏
に移転せり

河辺の里

新居石敷合の一村を分ち川端と呼て田畑の便
よろしい人家や畑へも中迄に移りて海辺に
来の方と向河岸に二見浦に引越せり社
移りて下流に人家を離れ西南の方に流れ社に
ふ森あり昔其曲氏社洪水に流れ去り止まり

祠ありて加く移りて来たれり川筋を勢田川といい
い小田に移れば下りて流れる川端祠に
て名付き蓮神の社あり祠を辺を祠の天神の
渡りに出人高所の時二見に引きて出汐と
河て新家あり河場に活場に加りの例に
注連如と叫ぶ所あり宮祠の持へいる例
も知れり

辺迄伊勢と郡墓に出ありて石碑の形ち
古く建て年号は古く北に祠に
社柱あり尾張の川港に川なり祠あり

みなくに京川北に流れて財の川筋なり彼尾上
山なり移りなり孔刑場は山田法正中な
る長屋門の中なりて方七尺的形の
程なり一字法領の孔刑場は牛石のふしに
なる

御在殿

山田なる一里余字法なるは如し幸に代官多
羅尾氏の支配小林村なり寛永年中に幸の石
川大隅君所住なりたまへる所なり孔雀丸龍丸
なり法領なる今は高に納まり御

屋の水を七十五人分に用なられは常に
法領所の堀を諸侯を節なるる五人を組
形なる実に法領内なる力格に影して載なる所
なる磯なる又山田町一本なる川なる法在
為地なる田地なる理なる堀の形なるて
島なるなる所なる法所を載影なるて成日
なるはなの小林村なる通ひなるなる素山なる法所
を奏なるも世義なる移なる代地なるなる
まひなるいうなる方なる御法山へ移なる法地は
彼寺領なるなる

言渡領掛合屋敷祖父ヨリ所ヶ里人盗人ヲ以
時々ハ今の新田村の橋ヲ斜人ヲ引
来る頃路なきいと

大湊神社

神境の内宇治山田大湊浦の名と列して秀吉公
社地寄付ありしかれ大湊ハ戸数千ヲ数て津
ヶ神社ハ一の江と渇つと以へしも往昔ハ一
色なりし時神名帳再考ふ者ヲ社近年の
地永湊ふ寄ヲ於ヲ湊ヲ称ヲ水ヲ名ヲ
世紀ふ又神社村ハ倉神社ヲ名ヲこの

二色なりし四江ヲ村ヲ去テ神社村ハ
と河ヲ江へ九古里余の江路
今湊ふ称ヲ社清水と云ヲ編ヲて青ヲ付
て四流小路の古名ハ名ヲ名ヲ
ハ不可形ヲ南北通の流ヲ的編形ヲ湊の八
幡宮と以ふ社家中頃ハ清泉氏ヲ
宮社支配ヲ文ヲ真ヲ長流家へ中ヲ叙爵ヲ
社例之神形ふ比例ヲ
二見浦
世紀及び諸書ふ又ヲ吉右張敦ヲ按内紀二見の号ふ

しくと二見ハ無名ハ[illegible]て七分ちを石郷沢村と津
山田東[illegible]城者と分ち[illegible]半法領[illegible]を左村西村
出口出口村を経て今一色村と合を北三郷と云
山田領[illegible]を今一分石[illegible]ひ[illegible]ひ[illegible]薄口山田
原別なり[illegible]此[illegible]四至ハ経て一ツ社高
なを言二千百三十二石餘山林若干ちを九世戸
家ハ押領きれ[illegible]きて志州多[illegible]の地を九鬼
家の領なりしと寛永十年六月十三日ニ分ハ依
て元の如く神領となりしかハ今一色村の分長
三村ハ古海門ハ先祖東郷ハ下て数年幸方困苦

志て無訴を遂おのをりを三村ハ切刻美大の神
恩[illegible]を[illegible]分[illegible]三村ハ家を分長ハ作き家戸を
おしきに

伊勢殿

西宮ハ鎧鞘なり堅塩を焼て納ものハ金[illegible]を
二見の分元の如く神領ハ復をしハきく此時塩
鞘の中系ハ[illegible]ハ南村の分民ハ感服敬信社
金を神恵と謝しきをしハ今のうちく西宮東西
社宮殿ををつく造営をし[illegible]を金の摂社末社
を[illegible]此をるハなく祇神古書ハ[illegible]此結[illegible]

とて二見の地主神なりは堅田社形をまつる大國
玉神社とも称す或は形神名帳再考ふ要〻〻
称すと此社既に出口氏社と称すれども
千村を称するとも社既に存せず
毎月或日を堅場と称し二見を下る所也
辻をとる長鉾ふ玉る吉地のひとふ神場格
と以ふて他の者ふ徒歩をとる辻をは場
所といふ彼土器格に徒〻ふ此格に存せず神
場後人の後者ふを待ひ二見に到て外宮との
途中小便をもて立ちをもて

立石峯

清清千尋の海〻係ふ此山の立て土人忘
明の時汐を活て漁まるの例形を去ふ立る巨
石ふ注連縄をもて堀離かも場と云この西北ふ
と清の浦と云ひ新名所歌会の一つにて書千
浜ちれいと世浪此ふ〻て引潮形結和歌の
浦かを浪をも猶もとゆふ歩城の浦〻ゆふ
も新名所の一つにて此地をひつて漁人墨云
この辺にて西方瀬村村去村浦の海辺浪漂ふて
百歩ちゆひ立十歩にて巌石一面に屏風を

立ちゝ如くに千源さ霊の寺に計りそうしてそ
ゆゝ中の寺の海村去の屋に添る古歌もこうまふ
掘りそ出るしへい地方にそ出屋あるりふ又へ
なるしに以ふ京ゝ以ふ神社俗と云ふつゝきは
出ふ言代濱ゝ宮濱ゝ出ふあて立石時ふ代
へ姫離ゝもの方ふ時ゝ語て出屋に新ひ
落面ひそへゝ者有ゝ者ゝ

濱萩

今い四社中作ふ立姫の遺ゝ以へゝ百東
集ゝ東代ゝ社掘集ふ詠歌ゆゝ寄ゝ世人の
ゆゝきゝい出ゝ出東ゝ奉ゝ取行東の
芦ゝもいへそ多出この芦を葉ふゆひ東宮人の
家つゝふゝそ動人出屋を冷泉家へ新ゝふ

ゆつきゝい有ゝ毎ゝ出ゝ伊勢人の
ゝそひゝ出ゝひゝ濱萩付ゆて

ゝ伊勢歌ゝ出ゝ下ゝれゝ
出舟自源を流て新ゝ出道歌ゆゝ以ふ
ゝ分い柴へ作ゝ以ゝ是ふ淮ひて ゝ云ゝ詩歌発
ゆゝゝて源ふ立てゝゝゝ

安養山西行石

俗ふ二見の西行石と申し上安養山と申し
地名あり京法の西行石とそれ
と云大中臣親盛明神と書て国法
皆一所と申今寺堂碑もあれハ後世新
たうと書て計り立岩山の西ハ海
ヶ村小屋ヶ
千載集神祇部詞書ふ言所の山を住うと
伊勢の国二見の山ふ結ると
伊勢ら郡四郡
立岩山の東の禁寺泉流と申ふあり上佛村ふ

屋ヶ京保年中薩摩の軍ハ伊勢兵船と申ふ人
ら郡義慶の法爾船ふ年宮の村ハ山ふ立岩
毒ヶ尊ヶ九ヶ寺信里人ふ来て日蓮聖の碑
遺物の影像へあり富永四年の大地震ふハ
上ヶ山崩れ寺流と埋ヶ一ヶつも
ヶ

江村ノ古松

立石崎の南ふ方江寺と申ふ古寺あり碑ふの新
ハハ上ヶ山ふ美京の松あり信東聖の渡り
松ヶいい或ハ古史ヶ松と云て樹の高さ三丈

余を国二走せ[illegible]此地より南北の石垣つきて数
[illegible]られ[illegible]の[illegible]なりといへとそれの
[illegible]なと築きしかも常ならぬの仕へき地
[illegible]

和田とまの山にて永路を[illegible]来客人海上より
[illegible]伊豫の[illegible]の[illegible]
[illegible]一[illegible]仁木
[illegible]仁木
来ハ[illegible]の[illegible]
[illegible]

松下藤氏社

江村東南の海[illegible]を[illegible]て松下村の第十町許
山森[illegible]社[illegible]天王藤氏の社と称す里人
伝へて云神代のむかし素盞雄尊根の国へ越き
たまふ藤氏ら者尊を宿し栗飯を奉りあつく
尊歌を尊その恩徳を感ぜ[illegible]
おのれ永く疫病を除うしめむと約したまふ
しかして美霊霊乃ち備後国風土記ふへ[illegible]
[illegible]何国のものや[illegible]
[illegible]

伊氣浦

和名抄小豆郡伊氣の郷とあるこれ此辺なるべし古
語拾遺に松下村の南二十余町に行て春秋のうら波
敷(イブナスバヒリ)此の浦に多く生じて春秋のうら貂(おホシナヨシ)
名なり射江の内狩用きりそを採りて影にそて
截捕(クテドリ)といふ

松下村も伊氣の郷なれば辺田寂の北にてえ
る者稀なり去下に山を越へ寺脇の堤へを
しるしへるも能為をへきわなりそ又潜岳寂岳
なりと所を美奈比北と

汐合

大湊神社の渡りを満潮を松下の村をまた
をもて汐はかりて行合に汐合と云ふ東
ハ二見七ヶの地なりそ此西に鶯松浦田と以上言
千石の田地あり一色村と通村と手渡して双方
とも肥分なりしかるに二所へ分れ永く用水
地となりぬ年々の二税をも方役所に納を古迂
言曰の浦料となりぬ
今ハ汐合の地も芳ふ代を江村の方へ来る
汐路年々埋て江の通ひもなりかたく汐合

[illegible]ども[illegible]砂金の例志のひ
と書るいかあの切ハかれば[illegible]もこの例
なり

トコ柑子

此ハ五島瀬村氏神の宮ふ立面形長海ちの柑子
と日程ちて長板ちとハ禁廷へ献る例なり
或年彼方ふ宴のちて此柑子を乞求る献る
たるよし[illegible]使ちて支来集ふ意結和尚
此ら結ハ伊豫ふ知る人ありつるて
たちち番何る能がらしら形

即ち此樹ちちも年月の久しきふ枯を歎くしい
柑子ちちも京藝ちちも百年集ふ古大形蔓物を
ふ橘姓を偽ちつき天皇御高を[illegible]たちい橘と
祝しめふ御製ちて[illegible]此村ふ酒紙田人と[illegible]ふ
職役を持ちて今酒造集ちつるあてされも
此柑子ハ酒紙柑子ちちて又此ちる社形神
ちちちて一説橘造ちて[illegible]の廟形を[illegible]
今志三日市京ちちちる[illegible]ちちは是
ふちちちちちも形造ちいまち海を移後人の
考を俟つのみ

酒伝内人は内宮の酒を作る役なり今は宇
治の神職家人なり此社は編方川より
東へ五町ばかり山の中にあり
内殿は次の二十一条にも他領と云へり昔
神領なりしが洪水にうしなひ要路なれば宮川の不
五里或は十里及び北へ

斎宮旧跡

此所を里人所の宮と云ふ即ち斎宮村の所の沿革
なる事は書紀に詳なり
いつくしき事毎に卜定の式なり
そもそも加茂ひめ皇女と皇太神の出現し
て奇瑞あり殿宇荒れ宮舎の
数を多く蔵を多く物つくり所の出石市の形をなし
をり殿をされば女帝形と出るなり此云
御女官建樂を奏し御田の稔りを見建るのち皇
女宮にて帝形の
形実なりしかも千万樂のいとん方形くなる
いしくれば高宮殿なりとは中をし形を供奉のひ
とし伊勢ふ止まりて武の形ふ得ずして行見は
別見ふのそなて甲斐と云へり人天仁元年の頃
に

いうみそん影のうつれる意しきふ

いまむかしひろん高井の水

比叡新勅撰ふろんあて飯綱ヶ岳ふ高井の水ありて金紫

集ふ

神垣のちうそうふもつてそき

かつしかうけぬ清の吉水

比叡ハ都者門流伊勢ふおわ〜まうる時六条

右府此のうち師たまものよ〜常書あるそのに

まうしハ佛家を忌て金と書を禁とし〜なり佛法忌云

こと　康永の比佛宮の流りてそ法倒まものあひ

しきさう四なりしと土佛寺信敬ふんてきれと

孔まうる世をさもなんそなりて四百余年の

今かく法をてうる師代なりをに擬所寺

佛宮ハ再興の叡意ましく〜うよ〜大書金ハ

時佛宮古法の忌紙と用ひうせのひ俗形の者を

医助きへ退けくまきき流の清の吉ましも堅

く禁しのふそ和久〜きくうう宰相吉雅への

勅使をもハ再興ありうそ宮跡き

佛を斎内親をし称しまそ武ハ佛宮の女師と

称きしハ集雅寺墓年の比或影々重明親をの

中女微肉體を以て元亨元年に初て真言の妻
に国下り帰依し[illegible]村上帝の女御に備へ
たまふ御に仏宮の女御と称し[illegible]
和名抄に多賀郡と古今多解と渭考に略い
語せられい竹の根仏の石所川の辺多
亀鶴なるいかなる大古い仏宮い[illegible]殿表かし
神路山に遷し[illegible]村い磯の宮と称せ[illegible]
是以天皇の御宇に多亀鶴に移され
り福を[illegible]使ありしかいて天長九年九月廿
五鶴湯田の離宮に仏宮と移し[illegible]裏和

六年十一月五日に仏宮英上村に殿宇百余宇
に移され[illegible]神路山に[illegible]湯田の石
に移され英上の[illegible]多亀鶴へも移され
る云国史に神宮の旧記英日ありに神境紀
後に委く[illegible]今仏宮四社の北の方に一社
森あり[illegible]仏宮と頼り[illegible]古し[illegible]
正中[illegible]西の方に清水立利彫田
畢[illegible]村と遠[illegible]里人に伝
[illegible]今の御[illegible]に苦しの表[illegible]
経の[illegible]に清別殿に移し多山と伊河世殿

[illegible]ハ今宇治の名ハ[illegible]経歴抜
[illegible]もの別面ハ[illegible]
[illegible]ハ古法山四[illegible]
宇治の[illegible]ハ元[illegible]宮ハ城の宮
[illegible]神[illegible]
高井の田[illegible]の古今説[illegible]茶の[illegible]
[illegible]ハ今松坂の西市場村の小[illegible]
[illegible]

西機殿

俗下鍛冶屋町と通て下鍛ハ服

[illegible]武文ハ服部伊刀麻社[illegible]社北
東西六十八丈南北七十八丈森[illegible]
[illegible]上鍛ハ麻績鍛[illegible]武文ハ麻績神社[illegible]
[illegible]社地方五十丈[illegible]
社地ハ[illegible]
[illegible]下鍛ハ[illegible]
[illegible]上鍛ハ[illegible]
四月十四日九月十四日[illegible]
[illegible]
此の遺[illegible]元禄十二年国四[illegible]

荒廃田等洪の再興ふるつて古物を所有するに
乃へつて此社地今は最堂領の領地なれば社領と
十石を寄せられ永く憲廟ふ乃いきる事を許さる
まじ宮地舎僚の制形ふ形走二人の家有と為る
さる旧記ふ中麻績機殿といふものあるを延
侍式ふ所載機殿ふおいてはもて学き田地か
見い神名帳再考ふ寄せ記きて
西宮ふ在政印儀式帳ふ准て機殿の政印
儀式帳と云ふものあるべい学つて一いつと
所載ふ中在政印いちいて儀式帳もふつうふ

四五遍の強編ふ古記ふ引用し紀元ふ
武許社十数ふ中計ふこ世記田紀ふ機殿を
建と所ふ見へ記ふ於れ云ふ衣食社
二の所を離ふつらしふ所を出て出ふ
い必機殿のものい有て行つて鏡を納い
機殿ふ於皇后皇女社つ之きものつらて
国史ふ見へて上鎮の社地を天応年中松坂
の地を要ふ有ふて此社本と御ふ
多氣川
此源い大和伊勢の境ふ見嶺ふ発て凡二十里

下流を一里許りにして大淀の浦に流れ入る
也川又竹川村を経て乱れ流れ動仗を過ぎて
近くに来て稲を作る所の武ありて稲川と云い
ふ稲戸の森と云ふ所ありて（今の佐賀の北の方なり）神領
に近接して下樋口川を幸橋と云ふ所に出て今は宮
川と云て武ありて又此辺に青柳ありて再拝殿
の山の方に石碑ありて古歌ありて云ふ古詠
歌なりて今の浦陽と東北ふ所にて川の
西を稲本村と称へ又稲本川と云て祇領
と志賀の領と渡る

彼再拝殿の柳枝の根ありて此所にて疱瘡小
児此所流れと此歌を歌ふと云

榎田川

此川流れは下流を竹川と云ふ竹川と云ふ世所ふ俗服部
は榎を落したる故に榎田の神社を宮と
云ふ榎田は此辺形を社地数にて有り
神名帳再考ふ此を川の西方に人家は寺東村
と云ふ榎田村とあり榎田村をこの東北
にて竹川の方ふ竹の方ふ
武田是東村は川にて西方に流れ川堀か

る薬店ハ桜田村よりの出村なりとぞ此辺ハ度
会候の領なりて此川幅ハ広く水勢つよかりき
さハ大水ありしとも広まふ及びく竹川ハ広
ふ海のありし渡られハ水勢ありつよし洗ふ
宝暦年中渡しふねを出流の六十四人溺死せし
ことありて水勢の深き故く

下樋小川橋

飯高郡ありて宮川より九四里竹川宮川と等し
く西方の羽広方ふ出て諸王及勅使を送へまる
は式なりしとかや今ハ東盤川出盤橋といふ先

当は流大概等しといへとも此渡あるうちも水を
まれと田北のうへ古路の流行ふ故きよう就
るとかハ宮ふ去焼ふしても折ふくも行しは遷
幸の順路御この辺るをみをかのて小河浪の度方
行樋方ふ四年ましし支らを今の雲出川の東
なる岸野の移田宮利清水井口七尺奥見大淀村
告伊藤ふ面をかひ宮川を渡る宮川の上の瀬川
を渡りてたまひ瀬ゟ東の宮ふ赴く此辺性まりて又
支らまて宮川の内を流るふ去りうひ清村浜北方
向よりて大淀二見廣海つゞきハ宇治の合五鈴の

川西ハ出雲郡[illegible]里[illegible]水[illegible]その流も久しく
此辺より佐香村[illegible]ハ伊藤村[illegible]ハ水[illegible]て奥
見の辺[illegible]て南[illegible]て宇布村と云き田地の東
を経て畑出沢地の海[illegible]を渡へ荒山[illegible]て田[illegible]ふ
西[illegible]今の河法の津松坂根田水[illegible]葉原
小俣宮川[illegible]の佐渡ハ[illegible]つ二百年ふ[illegible]
又小俣の下伊藤村[illegible]方面ふ出山田ふ西[illegible]
[illegible]中川[illegible]の東
下[illegible]
[illegible]
[illegible]川の谷家[illegible]ハ佛家の[illegible]水
[illegible]て[illegible]ふ松坂の東法和恒の東水[illegible]出

格の下流九二十余町北[illegible]此川南を置人
[illegible]ん川と[illegible]常ふ国[illegible]砂川満
水[illegible]ハ[illegible]満と出田地を[illegible]へ[illegible]
[illegible]中下[illegible]川の吉[illegible]ハ遺憾
なり

筋川

祢宜田原の東佐渡ふ[illegible]佐伊勢物語ふ
[illegible]つて業平[illegible]祢宜[illegible]村[illegible]の
笛と吹[illegible]て神異ふ[illegible]て業平
病疾と[illegible]今の今佐ふ佐病[illegible]

いしハ是ふよりきたれハ左衛門の人怖まてと
上来ることをいへる右所桜選ふ後形のごとく成
引る

姉川のいしおとしとつたへつるハ
事ふ百代を吹なつうせしゆ

又此所ふ修馬といふ辻堂の御きりの所を藤曲
みれをていちしるし大晦日の夜此堂をたて
千年の年をたふの例とゆ又智恵の池といふ
あて而侍ふ

奥見郡七見の若菜

桜川の東北ふ立清迂寺の地ハ船のごとく奥見
入しを昔ハ此地まひ千ありふ奥海神社ありしが
きと世郡よりへ寺ふ此四もうふ海辺ハ
ようしを今の人家ふ高ふ瀬積社といふ社地を
桜名ハ失ふ寄ふしを此村の北七反村ふて毎
四月外宮太宮へ七家ハ此贄を献ふる例あて今
ハ長堂家の領地なりしを神領ふて此の故実
伝ふて文ふ寄ふ奥神社奥見神社二所ふあて
程再考ふ所ふて

大清郡松伊勢路

佐伯いづと唱へて世代ふ大興後神社を建てまた
佐々年江神社を建ぶと唱へて共ふ武内の神社ふ
して社宮田浦の東北にあるを今まで伝えの格と
いふもうるはしき石再考ふ能はずして此浦ふ一本松松
あり佐賀平松と唱へ新古今集ふ
あはれなるの松をつくるも唱へなるふ
恨みるのもうるはしき
是ふ歌して是しものなるべし此外あまた歌
名所旅迷ふ能はずして神在通ふ此所ハ大浦の湾と
て南ふなる尾張浦へ海海をしうる毒しるへ

なるを東海道ふ長浦伊勢浦の列あるを此浦ふ
ふを業名七里の海海と後けらるしるを伊勢浦
を本ふしるし五十三次の数ふ南を長浦ハ京
た四しる東国なるを伊勢ふ高きもの唱海熱田江迄
なるを海海のをとしるを武ハ関東山左所石
薬師四日市の駅しハ彼書名の海海坂なるを
の駅ふを神戸白子上所のを鞭を生ハ
しるいつを元なるを伊勢浦といふを能麻浦
河部の浦松坂の四鞭を鞭を鞭ふ勅使の人を
第を四しる稲を高田関の駅なるを佐也加浦を

[illegible]大津の松延宝年中大風の砂に顛倒
[illegible]代の古形文字彫つる年を詠まる
[illegible]首を遺さる

[illegible]代経て松も一松も大津の
[illegible]海ふとりの中
[illegible]る大津の
松のみ[illegible]八千代をへしてし
又寛和長貴彼古松をつくりて壽をられ
[illegible]

小野濃

小所の古松又流れを汲る古歌年一此所生古今
美目あり士佛寺結記に古書ある彫庶川の下
雲出川の辺にて名前指遺る大湊あり
[illegible]高松辺ふ為一帝倫一大津の海辺にて
[illegible]竹川に隔んて
[illegible]八月晦日小所の湊に[illegible]
[illegible]を別て武者一形ちあるしい車金
馬駒の目大津ふ[illegible]ちあるしい[illegible]沙名ふ
[illegible]

村松屋

大清水の美しさは此海岸奇妙なるものハ二見のうち
ハ[illegible]て此辺は延年の地と支木集ふ

蛙鳴の声ハ[illegible]はけい村松の
[illegible]つ[illegible]の[illegible]きなるべし

此外古歌多し

離宮田遠

神宮ふ屋にて神主は別宮の宮舎及び神祇
官庫を建ならひ[illegible]に[illegible]を両宮の宮庫ふ教
きたるもふ其外宮ふ[illegible]宮川ふこの殿舎を
建ることなるべ[illegible]を[illegible]の[illegible]を[illegible]

延暦十六年今の田地ふ移されしに[illegible]ふ記大
宮司ハ中臣[illegible]を大祖春日神社と崇め
祀りたるものふ神領を統[illegible]は宮舎の主宰
て[illegible]ふ[illegible]て神宮ふ奉仕[illegible]て[illegible]
田畑を[illegible]ハ紀州度の領となりしふ寛文年中
大宮司[illegible]春日神社一宇を再興ありき

元舎又[illegible]ふ[illegible]て[illegible]神殿を[illegible]不
なり今は田畑[illegible]西数丁をつ[illegible]ふ[illegible]人[illegible]
[illegible]松[illegible]ありて[illegible]ふ[illegible]て元舎松なり
一宮舎の北[illegible]ふ[illegible]つ[illegible]

へ一今春日神社と奉へ初まるそのハきに
雛宮とのゝ宮へ旅中の安産を祈て信そ
社をつくりつゝ雛宮と訓もゆへに此
ゆゑ初まりそ人丸の神ふ其源の祈そと
なそ雛なそ千信を頭そふ初めてハ神の納文
旅へへうゝ旅神其源の神を奉へ初る信
信と為ふ徒とて社の壇ハたまとちゝ

湯田整

和名抄ふ摂津国多田郡武文ふ湯田神社と
社そ一田地を今ふ多田なりそ此へん湯田郡

故郡郡郡とそうちゝ元一は摂原
なそ故ふ里人もそ故古形をたゝへて湯
田郡のそゝと以雛宮院の田地ハ湯田郡東
の郡なり千西の千引の石と以ふ寛文の比
外宮の祠官中西素行そ故ふ整形をしゝ比
石ふ郡語をうまへ神社といゝ祝そ法人
行郡そふ郡ふ郡郡そ験ありそ祝へて信形の
うたふ

若り名湯田郡をわ半て指る
多引の石ふ誰りあへき

[illegible]ふ伊勢物語ふ伏見石なりといふ[illegible]ちいきさきしを[illegible]石の如きふ[illegible]つけ書き[illegible]里人は手引の石ハ田丸の城を築[illegible]ふ事[illegible]怪異なりといふ

蚊師天宮古

蚊師神社湯田[illegible]武内[illegible]此辺田丸城出可対和丹生墓本夫師小社の村[illegible]速て的宮の移社未社庶子[illegible]小松の美しき蚊師の松系[illegible]ふ[illegible]四宮古宮古[illegible]村[illegible]里人[illegible]昔[illegible]

此師ふ帝都を遷[illegible]の勅命[illegible]一説ふ一社山[illegible]今ふ大佛山[illegible]辺[illegible]宮古村[illegible]四宮古村此[illegible]社[illegible]永[illegible]額を掲[illegible]社[illegible]の神遷宮毎ふ内宮古殿の古[illegible]代[illegible]秘中の物と此村ふ[illegible]例[illegible]人家ふ的宝[illegible]此寺ふ[illegible]ハ寺の由緒の[illegible]なれハ近比寛延[illegible]遷宮[illegible]此例を此[illegible]又宮古村廣泰[illegible]深[illegible]この[illegible]系を系宮人[illegible]織の婦人[illegible]宮[illegible]石海を[illegible]又

小供の袴着ふ布をする糸吉人途中にて忌服あり
ハ変者を数は生料をみて石清水を許さるものも皆
とりふらるる元にて光縁の書なれいりふ及
ちに彼佛の墓ハ悔心へきの墓ありとそ中
虚霊をとりつるもの例の虚誘を待く爲を迷さ
はるもの一彼霊祭をふ悔さるいへを佛の業も彼
ら安誘ふとりつるもの形にて

有木の土器

有木の名も寺仁と云ふ多数形にて離吉四地の西ふ
あり而吉山鎖料の土器を作ふ此地の塩さる

ちの又天の平篭と以ふもの故作るもの古紀
ふあるもの形今も神変有行中
に秘密の物をのもるもの見る物と唱るもさる
ら多仰作る彼秘密の称宜と以ふ神饌日用社
土器と若干は数かて外吉方ふ良鉢ふ納もふ
彼土器移は移宜あるとふ今ハ北山門口にて吉中
ふハるて此和吉き由緒あるを待へて

國栗山

（ツカ）

樣ふ形ふ寄ふ神饌と記と
りはふ樣ふのをんげんとい
へて

吉川の西ふ伊勢冨士と以ふ美ハ山見る
て山は和美ひて此國栗山あて知る況方神の法

肥後と字ふ埋しと以て元と信しかりしとは
へと伝ふも之を按ずるに神祇考に宇治も
生地の器語ふして西しなる神産巣の地なりや
垂仁紀と云ふ所しと於きれたりはを按ずるに
しも行ふしを今は國井の銀ものふ事あり

師尾

熊野ふ紀ノ御門を出て出雲井四井五の別宮瀧原
社宮 並の宮境内ふ先しい建ふて武文ふ遷宮
宮しあるは出雲ふ社地の地なりは武
年二十一年ふは遷宮ありて社地と神領四百五十

石と因宮神宮の支配地なりて紀州領
なりて師尾の一里北ふは瀧の流しふ行て大
杉谷と大内山の落合ふて所ふ多伎原神社と
摂社宮号社号の郷ちなりて皆再考ふ要し於ちて
天正年中多氣國内異教大河内の地なりは瀧谷
ふつて渡谷の要害を築き羅右ちて家人頼
遣して戦ちて北畠家は暦亦元年ふて天正四年
ふて二百三十九年ふ及て滅亡とりや古今云家
大名と称ふるは代家の
一説大河内の地は松阪ふて地九二里ふ北法

淵谷に移られしは具教が為に害せられしといふ
子信意なりといふなる具教卒去の後信意こ
ゝに罷在ありしとも以上なお次章に志る
さん

多気城府旧跡

多吉を竹の城不竹の城と称せしは大に異形
ヲ此地を北畠家の館ありし故人呼びて志う云
なりし北畠顕家より九世信意に至りて滅
亡せ代し伊勢の国司として威をふ
るへき神領を領し奉し領をも等しく書致をも

具教の時此地を要害となして鳩信意を
大河内に移し家臣日置深南を細久要に移し
其身は大淀に隠居して不知入道といふ 一谷は湖の
鉢遷にあいはましは
信意にありへけれ
今上多気村下多気村の辺あり吉川にて西へ
十里許平形の田地に薬師家冰桁の子場太
遊猟場なりといへる田は遠くしもそらにうふ
耕地となしつ里は此村ぬし大昊ありて里人帰
まて元の如く耕地を治め八幡宮を勧請し郷
郷となしては気諸緒されしかは二村ともに竹の芙

なほ栄へてもいひ伝へて此境内の杉と共に
して他にて桜は桜花を書きてもいふ

澤地

茶の立流八村形又は道とも書かへても此所に連る沢村
上国久求の村〻御還幸の地形をこの作八村に
長波波伯為と称へる田地あて此者にて新名称
幸会を為らひたまひ形て内宮神宮家の長
波なりや長波の里といふも歌合の一つにて
何れの所と志るされハ此をいひ出なりて
又田能に出出為ハ今ハ左京の長波

家有あるにや出源地ハ宮川と流つと以て
し数百年のむかし河流の変遷ハ計りがたし岩
出村に桜橋あて是も長の比稲葉為人重成居住と
いへて又宮古村共倉戸といふ所にも此人住て
し以て桜橋ハ今の松坂の橋にも長りといい
ふ此四の古跡にて今ハ文化せし
旦一のなりつ宮川の西一里に田丸の橋を
天文年中田丸深山形橋といふ人長橋なりしが
赤人の報逆ありて自害し主後織田信雄の本
橋となりぬ文禄の比ハ出田丸の西橋にて神

領を支配するに
田地古書にいい玉地の地厨と称をなす今は紀州
侯の家臣久野佐渡守後の居城跡を紀州侯信い
まつる領地なりしを田地迄を領地とせ
られしに田家なを黒田村の下宮川の渓澗を出
出る国と呼ぶ又老者の測るに昔は大
川上より流れ来る井の如きの一塊を海より
その怪しき物なりしを西暦を経て
千石ばかりを流れ加ふるに漆の如きものを
を漂流する金を浮て居るの者ともなりぬるもの

又ある年に計幸にいかに他に海きを計らるる為能
地の船を他を水底に沈め毛しを経るに活物
に幸に活物を吾を捕らいふ世に法間ある
小人利慾のふを乞を害する曲者を
岩出の老者と呼して長者伝説と呼ぶ田地
ある一説に長者とは彼富有なる者をいひを
長波、波南村の老者と作りなれば千宅地ふ
をしを岩出の条を赤いられふをしをい
へるも沃地の義なり解しをし経法人
は者を作を

鶺鴒石

吉川の上一の瀬谷中村といふ所に左吉川上の
流れ端より三里上に川ぞひに人家ありて此に
西ハ大杉谷披尾の瀬川より流来て東ハ駒ヶ
跡一の瀬よりの落合なりけり駒ヶ跡へ三里
鶺鴒石ありてハさへて八里といへり山路難所に
して春の一日も暮に及べて此石の影西山にも
あるや箸石といふものなるよし伝すて本船に
おねてハ他国にあるを声のうつす連石
中に人見て夏つる如しもろろ志州磯部村の

鶺鴒石ハ南島の界辺之
杉の北往来の西の山にあり
吉川より上りくる川をも吉川谷
一の瀬谷を経てくるかは
また杉大谷より川をなして行く
なれハ彼処なる所なし
暖み吉川の南に流し杉谷し西
て末ノ下刻にあつむるなる
此辺に又人しく北山辺の住
と難行方村と下て低柄に
夢に見しなるれハさのみ
ときまふありしは大川谷の間ハ
大女山わかハ只一筋の谷川
ふまえて村とあつて往詰候
ふ仏とつれ舟の通ふ所
旅を往来するるれハ杉木
とつくきみおし駒ヶ跡より
一の瀬上の間石多くして舟ハ
駒ヶ跡より上りて一ノ瀬谷

西よりて是を影ふる石なきさらしもともに鶺鴒の伝
ふむ石ありとてさてもやまとし此一の瀬村石をハやく
おもしろて

右駒ヶ跡より上ハ急流にして岩傍を船通し
を彼中村の南ふ駒ヶ坂といふ所に絶景を双ふ
して松島もなる岩なりしといふ南ふ牲柄阿蘇
なりといふ村あり此をなにて常に往来繁く山内
此市中へ奥影を持来るものの京東絶を山中に
くしに奥殿に立しうくしは或ハ此辺を御道年に
経歴しあけしと云田畑ありて所在の方往ふたら

ハ土地ひらけ田畑ありし大山
あちこちを隔てし南行に通
人て南行し此皇を見て名
会郡ゆゑ

い於〳〵いへり〳〵十歳の今赤〳〵如くし

伊勢地理

書国西ハ近畿嶺東ハ青名石高を限て東海道の

北ハ美濃ふ境へて南ハ大和吉見嶺紀伊大

杉谷〳〵て志摩の地ふ接す又東北ハ神戸白子

（東ハ国を領山〳〵志摩の地に接す〇西南ハ紀州と志摩ノ界なり）

河濃津〳〵て二見の海辺志摩ふ接へり文禄

（大杉谷〳〵志摩の地に接す〇南ハ紀州と志摩ノ界なり）

（伊勢国風俗を東ハ〳〵て云金剛〳〵寺加藤高虎ふ賛

但柄河る五十云五石四百

上二連の海浜高砂州五合

形〳〵石作と〳〵つを以て寺ア

の西〳〵紀州ノ界編吉ア

〳〵けるを出す〳〵

之年秀吉公下知〳〵て南国の接地を改らふ

羽柴下総守一柳右京亮木河内守蜂屋左衛玉

高服部安女ふ編糸兵庫頭ふ賜ふて寺ア五十九

万六千三百三十四石ハ伊ハ合形ア伊ア神領四

十ヶ村ハ免除あて古今ア寺不知上古の神領神

之形〳〵いひ〳〵所会多鳥領郡村数三百六十三ヶ

村有ふ小村三十ヶ寺ア九十万七千石余ア寺後

時〳〵神領加補ア神ハ郡〳〵いへて多〳〵諸国ふ

ありて神戸ハ薗師厨の料あるハ九て寺莫大の

変ア〳〵き（ヶ寺郡領の下ア北ア）

太石ア一度ふ五十六万七千二百九十石七斗

ハ伊〳〵ありて時代ア〳〵て異ハ有〳〵て又旧

家の古記あり〳〵授会ア〳〵れて皆一ア〳〵今収

ふ納ア寺ア古の如〳〵いへて

玄領　二万四千九百十一石九斗九升余ノ新田
二千三百八石

神領　三千五百四十六石六斗七升六合　宮川内八ヶ所志

紀州領十七万九千八百三十四石八斗余ノ新田
三千九百七十七石七斗　イニ　三千八百六
十五石一斗

津領　十七万四百十石余ノ新田四百四十一石
二斗

桑名領　十一万三千石余ノ四千四百四十二石

竜山領五万石余ノ新田五千七百一石

長島領一万四千五百五十六石余ノ新田五千六
百七十四石

鳥羽領一万三千百七十八石七斗余ノ新田九千
五石九斗

神戸領一万石余ノ新田二百九十三石三斗七升

鷹取領九千九百八十二石余ノ新田四十二石

小林村三千石余ノ新田十二石

保田美濃守三千五百石

丹羽平右衛門千石

所属神領　四百五十石
春本家　四百石
上新家　四百三十石八斗
久志本家　三百石
慶光院　四百三十石
朝熊岳　百石
一身田　三百五十石
高田村大学院　百石
田宮寺　六十石
白子　六十石

本堂地蔵堂場所　六石三斗七升

花情浦

今志州答志郡島路の地に以て上古を伊勢島と唱て一国なりき和名抄に多祢

その人丸の万葉集に

花情の浦ふき波の

志もとをんなとなる

此所古奇妙代に撰集に伊勢とあるは代

志ヶ浦なりて他郡なれは伊勢の多祢と唱て此地

東西北は皆海にして西一方のみ鳥羽村に接

とて保元平治年間より代と橋氏城をもつて
相伝し称して先井を大長橋社と云ひて連
綿せしが永正年中に毛利橋次郎宗忠謀反
九鬼右馬允去海を讃ひ九鬼家の城
なり故に允後大湯半と称して平先紀州九鬼の
人の意味なり

志州答志郡要虞郡村数五十六村戸二万六十
一石六斗四升三合戸数六千二百余男女給厄
三万二千余宝永年中に南村手相領の分形
紀州領の橋より西は外かして安乗五
十余村の内島相安乗郷賀浦此四ヶ所を要
地として云法の今俗と揭て安生と云ハ
誤なり書て

志州の国は答志要虞の二郡五十六ヶ村ふ
ほ是て紀州の領志州ふかゝる所なり伊
都夜多郡の者の海浦ハ千く紀伊国の領
人さを是ハ紀伊領の橋る事ハ此和ふ
去ふ志ら紀しめ文不用形て元来紀領を志
州の地ふ有ると雖ども編去志答一進ふ者
しを志州なりとも紀
とゝ云へたて

宮川家話第巻二終